

第3次 総社市行政改革大綱

《平成29年度～平成32年度》

平成29年6月

総社市

行政改革大綱の策定にあたって

現在、本市では、平成37年度を目標年次とする第2次総社市総合計画の将来都市像「岡山・倉敷に並ぶ新都心 総社 ～全国屈指の福祉文化先駆都市～」の実現に向け様々な施策を展開していくこととしています。

この中で、給食調理場の建替えや、教育施設の耐震改修、市庁舎の建替えなど、待ったなしで取り組まなければならない事業が多くありますが、当然、多額の財源が必要となります。

一方、本市の財政面においては、地域経済の低迷に伴う税収の落ち込みや、普通交付税の合併算定替期間の終了に伴う交付税額の段階的減少など、より厳しい状況が続くことが予測される中、歳入の確保に努めるとともに、歳出面においても不断の見直しを行っていく必要があります。

私たちが子や孫の世代に負の遺産を背負わせないためには、限られた財源と人的資源を有効に活用するとともに、経費削減の工夫と努力を継続しながら、必要な施策や事業を適時、適切に実施し、更なる改革に取り組んでいかなければなりません。

また、地方分権がますます進展する中、地域での課題は、基礎自治体自らが責任をもって解決を図ることが求められる時代となっています。

このことから、今後の行政改革を着実に実行するための新たな指針である「第3次総社市行政改革大綱」を策定するものです。

1 これまでの取組み

本市は、平成17年3月22日に総社市・山手村・清音村が合併し誕生しました。

平成17年度からの5年間の計画期間とする「第1次総社市行政改革大綱」を策定し、職員採用の抑制などによる人件費の削減、事務事業の見直しなど、数量的な削減を進めながら、自治体の本来的な在り方を見直すとともに、事務事業の合理化及び民間委託など、効率的で効果的な行財政運営を実践してきました。

その後、平成22年度からの「第2次総社市行政改革大綱」においては、限られた財源と人員で、市民満足度の得られる「質」の高い行政サービスを提供できるよう「自立できる総社市」を目指し、引き続き行政改革を断行してきました。

第2次行政改革大綱計画期間中の取組みにおける効果額

(単位：千円)

| 取組年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 計 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 効果額 | 147,166 | 324,484 | 405,756 | 513,419 | 440,333 | 1,831,158 |

第2次行政改革大綱の期間中における各取組みの結果については、平成22年度から26年度までの5年間で約18.3億円の効果となっています。

2 これからの行政改革

今後、本市を取り巻く社会経済環境は一層厳しさを増すことが予測されており、行政の組織や制度、仕組みなどを時代に合ったものへと変える、いわゆる「市役所の改革」を引き続き行う必要があることは言うまでもありません。

しかしながら、内部の改革だけでは限界があることから、「協働」の理念に基づき、地域を構成する市民、企業等と本市のビジョンや情報を共有し、課題の解決に向けて知恵を出し合い、ともに行政改革を進めていく必要があります。

3 さらなる改革の必要性

(1) 人口減少、少子高齢化社会の到来に伴う行政課題の多様化

本市の人口は、合併後の最低人口となった平成22年3月末を境に年々増加し、平成29年2月末には過去最高の68,335人となりました。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（平成25年3月公表）によると、平成42年度には54,408人にまで減少すると予測されています。

また、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少する一方、65歳以上の高齢人口は増加すると推測されています。

こうした人口減少や少子高齢化の進行は、地域コミュニティを大きく変化させ、税収の減少や地域活力の低下など多大な影響を及ぼすことになります。

(2) 普通交付税の合併算定替の特例期間終了等に伴う厳しい財政状況

長引く景気の低迷により歳入の大きな伸びは期待できない中で、社会保障関係費の増加や市町村合併による普通交付税の合併算定替の特例期間の終了による交付税額の段階的縮減などから、本市の財政を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

(3) 地方分権社会の進展に伴う自己決定・自己責任による行政運営への対応

地方分権改革により、自治体の担う役割と責任がますます増大していることから、自己決定・自己責任の原則に基づく自立した行政運営が求められています。

また、地域社会においては、町内会をはじめ、ボランティア団体やNPO法人などの市民団体や企業など「新しい公共」の担い手が、行政と連携を図りながら、地域の課題を地域で解決する仕組みを構築することが必要となっています。

以上のような様々な課題がある今こそ、変革の大きな好機であると考え、聖域を設けることなく、これまで以上に行政改革を進めていかなければなりません。

4 新たな行政改革の基本的な考え方

地域の発展及び市民一人ひとりが安全安心で快適に暮らしていくための持続可能な行政運営を推進していくためにも、徹底した施策・事務事業の見直しや財政健全化の取組みを行う必要があります。また、各種施策の優先順位を明らかにする中で、必要な部門には予算や人員を最適に配分し、高度化・多様化する市民ニーズに効率的・効果的かつ迅速に対応することによって、真に必要な市民サービスに応えることができるよう、簡素で効率的な組織・機構を構築していかなければなりません。

また、合併後12年が経過し、「市民との協働のまちづくり」を積極的に進めるためにも、説明責任を果たすとともに、より一層分かりやすい情報開示や情報発信に努め、市民が市政に参画しやすい体制を整備していく必要があります。

こうしたことから、さらなる時代の変化に的確に対応するため、市民とともに進める新たな改革の実施を目指し、平成29年度から平成32年度までの4年間を計画期間とする新たな「第3次総社市行政改革大綱」を策定することとします。

また、この大綱は、第2次総社市総合計画に基づき、各分野の個別計画を支えるものとし、総社市が目指す行政改革の指針として位置付けます。

5 基本方針

行政改革とは、単に人員や歳出予算を削減するというものではなく、限られた人員や歳出という条件において、いかに最大限の行政サービスを提供できるかという、言わば行政の挑戦であると言えます。

その行政改革を進めていく上で、基本となるのは市の様々な施策を実施する『職員』です。

人材を『人財』にとらえ、その資産価値を高めること、すなわち職員一人ひとりのスキルアップを図り、職員間の連携を密にすることにより、市役所が一丸となって第2次総合計画の将来都市像である『全国屈指の福祉文化先駆都市』の実現に向け取り組むため、第3次行政改革大綱においては、『人材育成』を基本方針とします。

第3次行政改革大綱 体系図



6 実施方針

第3次行政改革大綱では次の14の実施方針を定め、取組みを実施することとします。

人材育成の推進

施策を推進する上で最も基本となるものは“人”です。人材を“人財”にとらえ、職員一人ひとりのスキルアップを図り、職員間の連携をより深めることにより、市役所が一丸となって、大きな目標である『全国屈指の福祉文化先駆都市』の実現を目指します。

そのためには、礼儀礼節を重んじ、失敗を恐れず情熱を持って職務に当たり、自ら考え、実行し、解決に導く職員となるよう努めます。さらに、職務に対する知識を備えるだけでなく、豊かな発想のもと、強い意思と行動力を持って多様化する市民ニーズに応えることのできる職員を育成します。

また、臨時・嘱託職員についても、内部研修に積極的に参加させ、より一層の資質の向上を図ります。

コンプライアンスの推進

職員の法令遵守や倫理意識の向上を推進し、公正な職務の遂行を確保することにより、透明で市民に信頼される市政の確立を図ります。

効率的・機能的な組織づくり

市の重要施策や重要な方針などについて、総合的・戦略的に意思決定のできる体制を強化します。

また、市民ニーズの的確な把握や、スピーディーな対応の実施を可能とするため、施策の実現に最も適した効率的で機動的な行政機構の整備を進めます。

定員管理の適正化

事務事業の見直しやさらなる民間委託の推進などを図り、国・県からの権限移譲の動向も注視しながら、新たに「総社市定員適正化計画」を策定し、引き続き適正に職員の定員管理を行います。

歳入の確保

徴収体制の強化による市税収納率の向上、使用料・手数料などの受益と負担の適正化、企業誘致の推進などに引き続き取り組むとともに、コンビニ収納を導入するなど自主財源の安定的な確保に努め、ふるさと納税、広告料、貸付料などの新たな財源の拡充を図り、分権社会に対応できる財政基盤の構築を目指します。

適正な財政運営

将来を見据えた中長期の財政見通しを立て、聖域なく、すべての施策や事務事業について検証し、メリハリをつけた財源配分を図るとともに、民間委託等の推進、補助金の整理合理化など事務事業等の統廃合を含めた抜本的な見直しを進めます。

民間委託等の推進

効率的な行政運営を実現し市民満足度の向上を図るため、「民間に委ねることができるものは民間に委ねる」ことを基本に、外部の知識や技術などについても積極的に活用していきます。

また、市民サービス向上とコスト縮減のため、外部委託や指定管理者制度の活用など、アウトソーシングを積極的に推進します。

公共施設等のマネジメントの推進

老朽化している施設について計画的な維持補修による長寿命化や再配置等の検討を行い、市民ニーズに応じた施

設管理に努めていくとともに、長期的視野に立ち、公共施設全体の最適化（維持管理及び投資）と既存施設の効率的・効果的な運営を図ります。

受益と負担の見直し

公共施設等の使用料や証明書の交付に係る手数料等、また現在は無料で提供しているサービスなどについて、事務の効率化によるコスト縮減に努めた上で、民間施設の料金との比較などを踏まえ、適正な料金となるよう見直しを行います。

市民参加と協働のまちづくり

地域づくり自由枠交付金や市民提案型事業など、市民活動の支援や市政への市民参画をさらに推進し、市民と行政のそれぞれの役割分担を明確にしながら、協働やパートナーシップによって、ともに考え、汗を流し、地域の課題の解決を図る協働による地域経営を推進します。

少子高齢化社会における社会保障

出生率向上や定住人口の増加につなげていくため、高齢者福祉施策のあり方を見直し、少子化対策や子育て支援策などの行政サービスの充実を図ります。

教育の充実

基礎・基本の定着に向けた授業改善や、教育特区の充実など地域の特色を活かした学校づくりなどにより、確かな学力の向上と創造力や感性の育成など、子どもの個性を伸ばす教育の展開を目指します。

I C T 化の推進

インターネットをはじめとした I C T（情報通信技術）を活用し、スピーディーかつ利便性の高いサービスの提供に努め、市民ニーズの把握やパートナーシップの構築に役立てます。

さらに、事務の電子化を進めることにより、一層の事務の効率化を図るとともに、情報資産に対する適正な情報セキュリティ対策を実施します。

情報発信の強化と透明性の向上

市の行事・イベントや観光情報など、積極的にマスコミ・メディアはもとより、ホームページや広報紙、SNSを通じて総社市の魅力を全国に向けて発信します。

また、市の情報を積極的に公開し、行政の透明性を向上させます。